2023年2月17日発行 第21号

発行者:特定非営利活動法人 やまなし消費者支援ネット 理事長 花輪仁士



₹400-0032

甲府市中央 4-3-19 桜商事ビル 3 階

電話・FAX

0 5 5 - 2 6 9 - 7 7 7 1

Mail info@yamanashi-csnet.jp

★オンライン消費者講座 「キャッシュレス決済って?」を開催しました★

2022年11月16日(水)13時30分~15時 30名参加

やまなし消費者支援ネットでは、後を絶たない消費者被害の救済や予防を目的に、消費者の皆様を対象とした啓発活動を進めています。

今回は金融広報アドバイザーの古屋寿隆様を講師に、日本の社会で普及が進む

『キャッシュレス決済』についてのメリットやデメリット、また消費者トラブルの事例など、

上手に付き合う為の基礎知識を学びました。

参加者からは「上手に付き合いながら活用していくことが大切と思いました」「家族や友人にも、学んだ事を伝えたい」「キャッシュレス普及が進む中、身を守る為の金融教育と情報収集の必要性を強く感じました」 等、多くの声をいただきました。

これからも、消費者の生活安全と地域経済の健全な発展に寄与していく為に、様々な情報発信を進めていきたいと思います。

やまなし消費者支援ネットからのお知らせ

事務局長の關野文士です。当法人は、※適格認定を受けるために本格的に動き出しましたので、現在の状況を簡単にお伝えさせていただきます。

昨年11月末、申請のために必要な書類案を用意して消費者庁に提出いたしました。その後、昨年12月末に消費者庁より、業務規程などに関する不備の指摘を受け、理事会にて規程の改定手続きなどを行いました。既に認定を受けている他団体の経験からして、今後も、消費者庁より多くの質問や修正要請などを受けることになると思います。それに対しては、理事会や検討委員会から選抜したチームを中心にして、真摯に対応していきたいと思います。また、定期的にご報告させていただきますので、ご支援いただけますようよろしくお願いします。

会員加入のお願い

消費者被害をなくす活動のために、会員になっていただける方を募集しています。

この活動を進めていくために、より多くの方に支 えていただく必要があります。

会員の皆様も、お友達、お知り合いの方がいらっ しゃいましたら是非ご紹介下さい。皆でやまなし 消費者支援ネットの輪を広げましょう。

※適格認定

- やまなし消費者支援ネットは「適格消費者団体」の認定を目指しています。不特定かつ多数の消費者の利益を擁護するために、事業者への差止請求権を行使するために必要な適格性を有する消費者団体として内閣総理大臣の認定を受けた法人を「適格消費者団体」といいます。全国に23団体あります。(2022/12 現在)

シリーズ!みんなで学ぼう!

◆ 消費者を守る4つの法律をシリースで掲載します



その3 「特定商取引法]

- ・・・トラブルが起きやすい事業に関する法律です。
- ●特定商取引に関する法律は、事業者と消費者がトラブルになることが多い「特定の商取引」について、 勧誘行為や広告に関する規制、クーリングオフ制度などについて規定しています。
- ●「特定の商取引」は、法律制定時は「**訪問販売」「通信販売」「連鎖販売取引」**の 3 つでしたが、新たな形態の消費者被害が生じてきたことから次第に増加し、現在は、「電話勧誘販売」「特定継続的役務提供」「業務提供誘引販売取引」「訪問購入」を加えた 7 つになっています。
- ●次回以降、それぞれについて詳しく説明したいと思います。
- ●そのほかに、申し込みをしていない商品が勝手に送付され、代金が請求されるという、いわゆる 「送り付け商法」についても規定がされています。この点については、令和4年6月以降は、送り付け られた商品は直ちに処分(使用する、捨てるなど)が可能で、代金の支払義務もないとされています。

次回は、特定商取引法①「訪問販売」について詳しく学びます。

理事のひとこと



当法人では、昨年 11 月に「キャッシュレス決済」に関する講演会を開催しました。経済産業省の調べでは 2021 年度のキャッシュレス決済比率は 32.5% に上昇したそうです。そうは言っても、キャッシュレス決済に不安を感じ抵抗のある人もまだまだ多くいると思います。従来からあるクレジットカードや電子マネーに加え、ここ数年で○○Payなどさまざまなキャッシュレス決済が日常生活に浸透してきたと思います。これらの決済には、メリット・デメリットがありますので、それぞれの特徴を知り、自分に合うものを使い分けていきましょう。いずれにしても詐欺やお金の使い過ぎには気をつけたいですね。

理事 伏見孝文(山梨県生協連専務理事)

困ったとき、疑問に思った 〉 ときは

- 近くの市町村の 消費生活相談窓口
- ・県民生活センター
- 消費者ホットライン23188に相談しましょう!



情報をお寄せください!

身近な消費者トラブルの被害情報の提供をお願いします。 チラシや広告の疑問や、不審な情報をお寄せください。 詳しくはホームページをご覧ください。

「やまなし消費者支援ネット」で検索できます。